

議会事務局から

平成20年 第4回町議会定例会



本庁議場で「平成20年第4回町議会定例会」が開催され、始めに清水町長が招集あいさつを行い、課の新設・廃止に係る専決処分について「私の認識不足による不適切な運用をしてしまい、関係する方々や町民の皆様に対して、ご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びします」と、陳謝しました。

続いて、町議員報酬及び特別職給料審議会条例の制定、国民健康保険条例等の一部改正の5議案、平成20年度一般会計、国民健康保険・介護保険・簡易水道の各特別会計、上水道事業会計補正予算の5議案、県立南宇和病院の医師の充実を求める意見書等の3議案、計14議案が可決され、課設置条例の一部改正の専決処分の2議案、副町長及び監査委員の選任の2議案、教育委員会委員の任命の3議案、計7議案が不承認・不同意とされました。

また、澤本誠議員からの動議による町長の不信任決議については、規定の賛成者に達せず、否決されました。

なお、那須芳人議員の議員辞職に伴い、副議長選挙が行われ、議長による指名推選の結果、篠田美登議員が就任しました。

その他、篠田美登、飯田利久、宮下一郎、澤本誠、斎藤武俊、畑田藤志郎、新田房男、田口勝、金澤卓、西口孝、中野光博、増元久男、内倉長蔵の各議員が一般質問を行いました。詳しくは、町ホームページに掲載されますが、公開には約2カ月程度かかりますので、ご理解ください。

案、平成20年度一般会計、国民健康保険・介護保険・簡易水道の各特別会計、上水道事業会計補正予算の5議案、県立南宇和病院の医師の充実を求める意見書等の3議案、計14議案が可決され、

選挙管理委員会から

4月12日(日)は愛南町議会議員選挙の投票日です!

1月6日に開催された選挙管理委員会において、平成21年4月23日任期満了の「愛南町議会議員選挙」は、平成21年4月7

日(火)告示、12日(日)を投票日とすることに決まりました。なお、今回の選挙から議員定数が24名から20名になります。詳細については、広報「あいなん」3月号に掲載しますが、詳しくは、選挙管理委員会(TEL 72-11211)へお問い合わせください。

総務課から

委員を公募します!

愛南町では、次のとおり「地域包括支援センター運営協議会」の委員を公募します。申込書は、保健福祉課又は各支所にありますが、詳しくは、地域包括支援センター(Tel 72-7325)へ問い合わせください。なお、他の委員会等の委員を2以上兼務している方は応募できませんので、ご注意ください。

委員の名称	地域包括支援センター運営協議会委員
職務の内容	地域包括支援センターの運営全般に関すること。
報酬等の条件	日額 7,000円 (交通費支給なし)
公募人数	1名 (第1号被保険者)
任期	委嘱の日から平成22年3月31日まで
応募資格	町内在住の方で、年齢が65歳以上の方(性別は問いません)
募集期間	平成21年2月5日から平成21年2月20日まで
申込み先及び問い合わせ先	高齢者支援課〈地域包括支援センター〉(TEL 72-7325)

愛南町職員の給与・定員管理等について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町職員の給与・定員管理等を公表します。また、紙面の都合上、詳細については、ホームページに掲載させていただきます。なお、詳しくは、総務課職員係(TEL72-1211)へ問い合わせください。

②技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
愛南町	50.9歳	56人	234,075円	271,050円
うち用務員	49.6歳	22人	222,123円	259,114円
うち自動車運転手	42.8歳	2人	208,090円	384,450円
うち清掃職員	57.3歳	1人	257,000円	268,500円
うち学校給食員	51.3歳	13人	243,689円	254,354円
うちその他技能労務職	52.1歳	18人	243,353円	271,756円
愛媛県	46.5歳	481人	326,500円	370,820円
国	48.9歳	4,784人	284,679円	320,623円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各種職種の職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	職務内容	職員数	構成比
6級	総括課長	11人	3.7%
5級	課長	37人	12.5%
4級	課長補佐	36人	12.1%
3級	係長・主任	71人	23.9%
2級	主査	78人	26.3%
1級	主事	64人	21.5%

(注) 愛南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、毎年1回定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長、収入役及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、人事異動、昇任及び昇給等に活用しています。

勤務評定による昇給区分は以下のとおりです。

昇給区分	評定区分				
	A	B	C	D	E
54歳以下	特にすぐれている	すぐれている	普通である	普通よりも劣る	よくない
号給数	8以上	6	4	2	0
55歳以上	4以上	3	2	1	0

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成19年度)

区分	愛南町		愛媛県	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00月分	1.50月分	3.00月分	1.50月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
1人当たりの平均支給額	1,374千円		1,749千円	

1 総括

(1) 職員給与費の状況(平成19年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)平成18年度の人件費率
千円	千円	%	%
14,597,658	3,730,867	25.6	21.9

- (注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計(一般・同和・温泉)決算です。
2 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(平成20年度普通会計予算)

職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B-A)	平均一人当たり給与費(参考)平成19年度
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
489	1,695,413	235,798	681,073	2,612,284	5,342	5,276

- (注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計予算です。
2 職員手当には、退職手当を含みません。
3 給与費は、当初予算に計上された金額です。
4 職員数は予算計上数値であり、平成20年4月1日現在の職員数とは一致しません。

(3) 特記事項

- 管理職手当の見直しを行い、平成19年4月1日より△2.0%減額支給しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分	愛南町	愛媛県	
一般行政職	大学卒	172,940円	172,940円
	高校卒	140,702円	140,702円
技能労務職	高校卒	134,676円	-
	中学卒	123,026円	-

(2) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	
一般行政職	大学卒	210,221円	245,078円	292,817円
	高校卒	214,549円	239,157円	254,117円
技能労務職	高校卒	225,867円	211,319円	224,134円
	中学卒	-	194,164円	222,733円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛南町	43.9歳	294,983円	295,000円
愛媛県	43.8歳	364,034円	398,208円
国	41.1歳	325,113円	387,506円

6 職員数の状況

(1) 職員の採用状況（平成20年4月1日付け新規採用）

区分	一般行政部門			特別行政部門		
	男性	女性	計	男性	女性	計
行政事務	1人	-	1人	-	-	0人
消防隊員	-	-	0人	2人	-	2人
管理栄養士	-	1人	1人	-	-	0人
合計	1人	1人	2人	2人	0人	2人

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成20年4月1日現在）

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成19年	平成20年	対前年増減数	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	72人	72人	0人	
	税務	15人	14人	△1人	事務の統廃合縮小による減員
	民生	138人	127人	△11人	保育所統廃合縮小等による減員
	衛生	58人	51人	△7人	事務の統廃合縮小による減員
	農林水産	33人	32人	△1人	事務の統廃合縮小による減員
	商工	11人	10人	△1人	事務の統廃合縮小による減員
	土木	19人	18人	△1人	事務の統廃合縮小による減員
	小計	349人	327人	△22人	
特別行政部門	教育	107人	102人	△5人	事務の統廃合縮小による減員
	消防	45人	43人	△2人	事務の統廃合縮小による減員
	小計	152人	145人	△7人	
公営企業等会計部門	病院	38人	39人	1人	病院看護師スタッフ充実による増員
	水道	15人	14人	△1人	事務の統廃合縮小による減員
	交通	5人	2人	△3人	退職者不補充による減
	下水道	1人	1人	0人	
	その他	23人	24人	1人	地域包括支援センターのスタッフ充実による増員
小計	82人	80人	△2人		
合計		583人	552人	△31人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数（教育長1名を除く）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等（平成19年6人及び平成20年7人）を除いています。

(3) 職員の退職の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

区分	一般行政部門			特別行政部門			公営企業会計部門		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
定年退職	7人	6人	13人	4人	5人	9人	3人	-	3人
定年前退職	-	3人	3人	5人	1人	6人	2人	-	2人
合計	7人	9人	16人	9人	6人	15人	5人	0人	5人

【参考】勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、年2回勤務成績の評定を行い、勤労手当成績率に反映し、公務効率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長、収入役及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、勤労手当へ反映しています。

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

区分	愛南町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		定年前早期退職特別措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	7,000千円	16,171千円		
退職手当の調整額	職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

平成19年度決算	支給実績	5,985千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	93,516円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	12.1%
平成20年度	手当の種類（手当数）	9

(4) 時間外勤務手当

平成19年度決算	支給実績	86,309千円
	職員1人当たり平均支給年額	220千円
平成18年度決算	支給実績	76,156千円
	職員1人当たり平均支給年額	191千円

5 特別職の報酬等の状況

（平成20年4月1日現在）

区分	給料月額等		平成19年度期末手当支給割合		
	減額後	(減額前)	6月期	12月期	計
給料	町長	693,000円 (770,000円)	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	副町長	575,000円 (625,000円)	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	収入役	530,100円 (570,000円)	1.60月分	1.70月分	3.30月分
報酬	議長	286,000円 (-)	1.625月分	1.725月分	3.35月分
	副議長	227,000円 (-)	1.625月分	1.725月分	3.35月分
	議員	181,000円 (-)	1.625月分	1.725月分	3.35月分

(注) 特別職の給料月額は、愛南町特別職の職員の給料の特例に関する条例（平成19年愛南町条例第23号）に基づき、平成20年4月1日から平成21年3月31日まで以下のとおり減額支給しています。

- ・町長：給料月額 △10.0%減額（770,000円→693,000円）
- ・副町長：給料月額 △8.0%減額（625,000円→575,000円）
- ・収入役：給料月額 △7.0%減額（570,000円→530,100円）

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分 (平成19年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	-	-	-	-	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	-	-	1件	-	1件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	-	-	-	-	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	-	-	-	-	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	-	-	-	-	0件
失職した場合	第28条第4項	-	-	-	-	0件
合計		0件	0件	1件	0件	1件

(注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。
2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

(2) 懲戒処分 (平成19年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	-	1件	-	-	1件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1件	1件	-	-	2件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	-	-	-	-	0件
合計		1件	2件	0件	0件	3件

(注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。
2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

9 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇 (平成19年1月1日～同年12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	消化率 (B/A)
13,858日	2,596日	349人	7.4日	18.7%

(注) 1 全対象職員数とは、平成19年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り当該期間の中途に採用された者及び退職された者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数です。
2 総付与日数とは、平成19年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む）を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況 (平成19年度)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	-	8人	8人
うち新規取得者数	-	2人	2人
部分育児休業取得者数	-	-	0人
うち新規取得者数	-	-	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数	-	-	0人
うち新規取得者数	-	-	0人

(注) 1 部分休業とは、地方公務員育児休業等に関する法律第9条に規定する部分休業です。
2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

(4) 年齢別職員構成の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	4	15	64	61	62	43	60	81	77	83	0	552
構成比	0.4%	0.7%	2.7%	11.6%	11.1%	11.2%	7.8%	10.9%	14.7%	13.9%	15.0%	0.0%	100%

(注) 職員数は一般職に属する職員数（教育長1人を除く）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等（平成19年6人及び平成20年7人）を除いています。

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
625人	543人	△82人	△13.1%

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

町民サービスの低下を招くことがないよう職員配置に配慮しながら、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託、IT化（情報機器の導入）の推進等により、職員数の抑制に全力で取り組んでいます。
職員の増員については、専門分野（医療職、消防職員等）の職員を中心に、原則として退職した職員の2割程度の補充とし、適正な職員配置に努め、平成17年度から5年間で82人（13.1%）の職員数削減を目標とし、平成22年4月1日現在において職員数は543人（地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員等を含み、宇和島地区広域事務組合出向職員等除く）となる予定です。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

部門	区分	平成16年計画前年	平成17年1年目	平成18年2年目	平成19年3年目	平成20年4年目	平成17～20年計
一般行政部門	減員		△23人	△23人	△28人	△23人	△97人
	増員		11人	11人	2人	1人	25人
	差引		△12人	△12人	△26人	△22人	△72人
	職員数	399人	387人	375人	349人	327人	327人

(注) 1 計画期間は、平成17年から平成22年までの5年間です。
2 平成16年の職員数は平成16年10月1日現在、平成17年以降の職員数は各年4月1日現在となっています。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時30分	60分間	土・日曜日

(注) 1 勤務場所によっては始業、終業、週休日などが異なる場合があります。
2 各種申請等の窓口業務のある担当課では、交代で休憩しています。

個人住民税の寄附金控除が拡充されました！

都道府県、市区町村に対する寄附金

「ふるさと」に貢献したいという思いを税制上、優遇させるため、個人が都道府県や市区町村に寄附した場合、個人住民税の寄附金税制が拡充されました。愛南町では、平成20年4月1日に「愛南町ふるさと寄附金制

寄附金控除の方式

適用下限額	10万円	所得控除方式により 適用対象寄附金 × 税率(10%)の軽減効果	改正前
	5千円	税額控除方式により 都道府県・市区町村に 対する寄附金のうち、個人 住民税の課税対象となる 部分の割合を合わせると 税額控除の対象となる	改正後

度」を創設し、それに伴い、寄附金税制(平成20年分から)を拡充しています。

控除手続きについて

個人住民税の寄附金控除の適用を受けるには、申告が必要で、毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに、宇和島税務署へ所得税の確定申告を行う必要があります。

なお、個人住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、所得税の確定申告の代わりに、愛南町に対して、簡易な申告書による申告を行います。

ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

県・市町が条例で指定した法人や団体に対する寄附金

地域に密着した公益活動を行う法人、団体を支援したいという思いを税制上、優遇させるため、個人がこれらの法人や団体に対して寄附した場合、平成20年分から寄附金税額控除の対象となりました。

寄附金税額控除の対象

愛南町では、これまでの都道府県、市区町村、愛媛県共同募

改正前	個人住民税の寄附金控除の対象は、 ①都道府県・市区町村 ②住所地の都道府県共同募金会 ③住所地の日本赤十字社支部に限定
改正後	上記に加え、所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の中から、都道府県・市区町村が条例で指定することにより、個人住民税の寄附金控除が受けられることになりました。

金会及び日本赤十字社愛媛県支部に加えて、次のいずれかに当てはまる法人、団体に対する寄附金を、控除の対象として条例で定めています。(国、政党等に対する寄附金は除きます)

町が控除対象とした寄附金

- ① 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
- ② 県知事又は県教育委員会の所管に属する特定公益信託の信託財産とするために支出する金銭
- ③ その他①又は②に掲げる寄附金又は金銭に類するものとして町長が規則で定める寄附金又は金銭

条例で指定することができる所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金

- ① 指定寄附金
- ② 独立行政法人に対する寄附金
- ③ 地方独立行政法人に対する寄附金
- ④ 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金
- ⑤ 公益社団・財団法人に対する寄附金
- ⑥ 学校法人に対する寄附金
- ⑦ 社会福祉法人に対する寄附金
- ⑧ 更生保護法人に対する寄附金
- ⑨ 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑩ 認定NPO法人に対する寄附金

寄附金控除の内容は

改正前	対象となる寄附金 × 税率(10%)の軽減効果
改正後	対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に、次の率を乗じた額が寄附をした翌年の個人住民税額から軽減されます。 住所地の都道府県が指定した寄附金……………4% 住所地の市区町村が指定した寄附金……………6% <small>(住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合、10%)</small>

愛南町では、愛媛県と基本的には同一の法人、団体を指定することとしていますので、県民税分(4%)と町民税分(6%)を合わせ、10%の軽減率が適用されます。

控除手続きについては

都道府県、市区町村に対する寄附金の場合と、基本的には同じですが「個人住民税の特例控除」は適用されません。また、都道府県、市区町村への寄附を含め、寄附金税額控除を受けられるのは、総所得金額の30%までとなっています。

保健福祉課から

一時保育事業についてお知らせします！

愛南町では、子育て家庭を応援するため、一時保育事業を緑保育所で実施しています。

平成21年度4月から、一時保育の利用を希望される方は、登録申請が必要です。申請書は、保健福祉課・各支所住民福祉課・町内の保育所・幼稚園に用意していますが、詳細については、保健福祉課(TEL72-1212)に問い合わせください。



実施保育所	愛南町立緑保育所 (TEL0895-72-0897)
対象児童	保育所に入所していない満1歳から小学校就学前までの集団保育可能な児童
利用日数	私的理由のとき、月15日以内 (パート就労・買い物・リフレッシュなど)
	緊急のとき、1ヵ月以内 (保護者の傷病・入院・ご家族の看護など)
保育時間	月～金・8時30分～16時30分
	土曜日・8時30分～12時30分 (ただし、年末年始・祝祭日・臨時休所を除く)
保育料	4時間未満、900円(ただし、昼食をとらない場合) 4時間以上、1,500円(合は250円を減額します) 生活保護世帯は免除
利用登録の方法	①緑保育所へ面接日予約を電話 ②緑保育所へ申請書提出と同時に児童同伴で面接 ③審査・決定 ④保護者に承諾書等を送付 (承諾書に「登録番号」を記載しています)
利用申込	電話で、緑保育所へ「登録番号」を伝えて、利用日の予約(前日～1ヵ月前まで)をしてください。

宇和島税務署から

お早めに

春の確定申告！

今年も確定申告の時期になりました。

申告と納税は 所得税

3月16日(月)

消費税及び地方消費税

3月31日(火)まで

インターネットを使って申告書を作成しよう！

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(国税庁(e-Tax)ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>)を利用して簡単

に作成できます。また、当該コーナーで作成した申告書は、A4の普通紙に出力し、郵送等で税務署へ提出してください。なお、不明な点があれば、宇和島税務署(TEL0895-2214511)へ気軽に問い合わせください。

正しい人権意識を 育てるために！



講師
よしつく
秋本良次さん

12/10 御荘文化センターで、正しい人権意識を身に付けるため、町職員と教職員、町

議会議員を対象に「人権・同和教育研修会」を行いました。

研修会では、愛媛大学法文学部非常勤講師の秋本良次先生を講師に招き「とんでもない思い込み」と題した講演がありました。その中で、「差別を始めとし、普段の生活の中のものに思いついて事実確認もせず、思い込みだけで物事を判断していることがたくさんある。そのような自分に気づき、日々謙虚に学習することが人権意識の高揚につながる」と話されました。

総務課から

安全、安心な暮らしを 築こう！



12/18

表彰を受ける
よしひろ
石川芳洋総務課長

愛南警察署で、四国ブロック暴力追放運動推進センター協議会から「愛南町」が、暴力追放功労団体として表彰を受けました。この受賞は、合併前から旧町村合同で「南宇和郡暴力追放JUMIN大会」を実施し、以後、2年に一度、実施していることが評価されたものです。

今後、暴力から住民の皆様が暮らしが守られる「安全、安心な町」でありたいと願っています。

財産管理課から

町有地売却のお知らせ！

所在地	登記簿	現況	面積	農振農地	接面道路	予定価格	売却用途	摘要
城辺乙367番1	田	田	182㎡ (約55坪)	指定外	町道土居2号線 (幅員3m～4m)	1,832,090円 (2,210円/㎡)	農地法第3条の1第1項第3号の用途に適合する必要がある)	境界確認に済み。排水路あり。南宇和高校跡地実習田
城辺乙437番1、438番2			647㎡ (約196坪)					

利用することのなくなった土地を、一般競争入札により売却します。購入を希望される方は、是非参加してください。

入札参加受付期間

土日・祝祭日を除く、2月16日(月)から3月9日(月)17時30分まで。入札

参加に必要な書類は、財産管理課窓口へ備え付けていますが、町公式ホームページでも、入札参加の申込手続き等が閲覧できます。

入札書の提出期限

4月6日(月)17時30分

開札の日時及び場所

4月8日(水)14時

城辺社会福祉会館3階中ホール

入札方法

右記のとおり開札を行い、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とします。ただし、同一物件に対する最高落札提示者が複数の場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

現地説明会

希望により現地説明を行います。

※入札参加資格の確認が必要です。詳しくは財産管理課管財係(TEL72-7310)に問い合わせください。

「愛大南水研から、

こんにちは！」



京都大学・生態学
研究センター教授
中野 伸一さん

平成20年9月末まで、南予水産研究センター（以下、南水研）環境科学研究部門・漁場環境科学分野にいました。現在は、京都大学・生態学研究センター水域生態科学部門の教授であり、南水研では客員教員としてお世話になっています。

私の専門は、水圏の微生物生態学です。特にプランクトン（水中を浮遊する生物の総称で、多くは大きさ1ミリ以下の生物）の食う、食われる関係（食物連鎖）についての研究をしています。私は、愛媛県とは、10年間の付き合いがあり、愛媛大学在籍中に内海湾と福浦湾の沿岸海域環境調査を行っていました。この調査では、水温や透明度などの物理学的環境項目、窒素やリンの濃度といった水質に関わる化学的環境項目、さらに細菌や植物プランクトンといった生物学的環境項目を調べ、これらの情報から漁場の現状や健全性を総合的に判断

し、愛媛県や漁協の皆様へ情報提供してきました。

水産業は生物を扱う産業であるため、海域生態系における生物学的現象の解明は、この産業にとって重要です。魚類養殖場では、残餌の蓄積による底泥の無酸素環境化と富栄養化が、漁場生態系の劣化を引き起こしています。真珠養殖で用いられるアコヤガイは、生活史（いわゆる一生です）の中で、幼い時期は極めて微細なプランクトン（細菌や超微細植物プランクトンなど）を食べ、成長すると大型の植物プランクトンを食べます。このため、真珠養殖漁場では、全てのプランクトンが滞りなく生まれ、死んでゆく健全な循環システム（食物連鎖）が維持されなければなりません。私達は、漁場の現状を深く理解し、適切な漁場管理を実現し、健全かつ良好な環境の下で良質な水産物と高い生産力を維持しながら、末永く海と付き合い合っていかなければなりません。そのためには、科学の役割がこれからです。大きくは、特に長期にわたって継続される沿岸・漁場環境の科学的監視が重要となるでしょう。

私は南水研で、今後も宇和海沿岸環境の諸課題に関われることを大変うれしく思います。これからも、どうぞよろしくお願ひします。

「愛南日帰りかつお」の

ブランド化をめざして！



12/22

愛南漁協深浦本所厚生施設で、漁協職員、漁協仲買人等を対象に「愛南日帰りかつおブランド化事業説明会」が行われました。この事業は、愛南漁協が農林水産省の「農林水産物地域・食品ブランド化支援事業」の採択を受け、取り組んでいる「日帰りかつおブランド化」です。今年度は、日帰りかつおのブランド力調査と第三者評価等の情報収集を中心に取り組んでいます。

今回の説明会では、愛媛県農林水産研究所水産研究センター西川智専門員による「日帰りかつおの品質調査」、藤田知右愛南漁協販売課長から「10月・11月に松山市内で行った3つのイベントでのアンケート結果」について、それぞれ説明がありました。

今後は、松山を中心としたPR活動の強化と、地元の水産関係者や飲食店等との連携について検討していく予定です。

国民年金の

手続きについて！

国民年金の加入者は、次のとおりです。

第1号被保険者(手続きは役場)

保険者は、自営業者、農林漁

第3号被保険者(手続きは役場)

保険者は、厚生年金・共済組

第2号被保険者(手続きは勤務先)

保険者は、サラリーマンや公務員で、厚生年金や共済組合に加入の方々です。

業者や会社を離職された方などごその配偶者、学生の方々です。

合の加入者(第2号被保険者)

に扶養されている配偶者です。

第2号被保険者に扶養されている配偶者は、配偶者の勤務先を經由して手続きをしますが、配偶者が離職した場合や扶養されなくなった場合は、お住まいの役場で手続きをしてください。

◆1号被保険者で、学生など収入が少ないため、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除・一部納付制度」があります。

免除の承認は、被保険者・配偶者及び世帯主の前年の所得を

環境衛生課から

2月の犬・ねこの引取日は、次のとおりです

4日・18日
水曜日の8時30分～10時

3月の引取日は、
4日・11日・18日
水曜日の8時30分～10時

基準に決定されることになっていますが、失業等で現在収入が無い場合は、特例により認められる場合がありますので、年金手帳、印鑑及び失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証等を持参のうえ、住民票のある役場に免除申請をしてください。

手続き等、詳細については、町民課又は社会保険事務所へ問い合わせください。

今月の社会保険・

年金一日相談

○2月20日(金)
10時～15時30分
(城辺商工会館2階)

引取りについては、決められた

時間内に、認め印を持って環境衛生課又は各支所地域振興課まで連れて来てください。なお、飼犬・飼いねこの場合は、有料(愛媛県収入証紙が必要)ですのでご注意ください。

詳しくは、環境衛生課(TEL721-7316)へ問い合わせください。

保健事業のお知らせ(2月)

乳幼児健康診査

内容	月日	曜日	場所	対象者
5歳児健診	2月10日	火	城辺保健福祉センター	平成15年12月1日～平成16年1月31日生
3歳児健診	2月17日	火		平成17年11月1日～12月31日生
乳児健診	2月24日	火		平成20年8月1日～9月30日生

育児相談

内容	月日	曜日	場所	受付時間
みるく広場	2月6日	金	一本松保健センター	9:30～11:30
育児相談	2月10日	火	西海支所2階 親子ふれあい交流室	9:30～11:30
みなみっ子	2月23日	月	御荘夢創造館	9:30～11:30
すくすく相談	2月25日	水	城辺保健福祉センター	13:30～15:00

その他

内容	月日	曜日	場所	時間
病態栄養相談	2月13日	金	城辺保健福祉センター	13:30～15:30
				事前申込み
両親学級 「かるがも教室」	2月15日	日	城辺保健福祉センター	9:30～11:30
				事前申込み
乳児栄養相談 「もぐもぐ教室」	2月26日	木	城辺保健福祉センター	13:30～15:30
				事前申込み

2、3月の新聞・雑誌・ダンボール等、収集日のお知らせ!

御 荘	内海	一本松	西 海	城 辺
魚村振興センター、御荘中学校、赤水・長月各公民館、猿鳴・左右水・尻貝・高畑各集会所	馬場消防詰所横、和口住宅駐車場、和口第2・節崎・馬瀬・深泥・寺新町各集会所	倉・小山本村・正木各集会所	武者泊消防庫前、麦ヶ浦バス停裏、福浦駐在所手前、樽見小学校跡、大成川・小成川・下久家・久家各集会所	中泊埋立駐車場、西海支所、保健センター、外泊・内泊・船越・小浦・弓立・越田各集会所
2/2	2/4	2/6	2/10	2/12
3/1	3/4	3/6	3/10	3/12
2/16	2/18	2/20	2/24	2/26
3/16	3/18	3/23	3/25	3/27

蛍光管は電気店又は環境衛生センターへ

2・3月行事予定表

日 曜	時 間	行事名	場 所
1 日	8:00~12:00	第4回愛南町ふれあい健康マラソン大会	御荘B&G海洋センター
	11:30~	ぎょショック! ツアー 愛南かき食べ放題	道の駅みしょう MICほか
4 水	13:30~15:00	介護教室② お口(口腔)の話 実習	西浦公民館
7 土	9:30~14:40	野鳥自然観察会	須ノ川・節崎
	11:30~	ぎょショック! ツアー 愛南かき食べ放題	道の駅みしょう MICほか
8 日	11:30~	ぎょショック! ツアー 愛南かき食べ放題	道の駅みしょう MICほか
	13:00~15:00	女性の集い	御荘文化センター
9 月	13:00~17:00	心の健康相談	城辺保健福祉センター
15 日	11:30~	ぎょショック! ツアー 愛南かき食べ放題	道の駅みしょう MICほか
18 水	13:00~15:00	行政相談	御荘文化センターほか
	13:30~15:00	介護教室③ 栄養の話 グループワーク	西浦公民館
20 金	10:00~15:00	人権相談	城の辺学習館
21 土	14:30~15:30	読み聞かせ	御荘夢創造館
	19:00~21:00	ほっとなんよ 青年未婚者交流会	ホテルサンパール
22 日	14:00~15:00	作って遊ぼう	御荘夢創造館
23 月	13:00~17:00	心の健康相談	城辺保健福祉センター
28 土	11:30~	ぎょショック! ツアー 愛南かき食べ放題	道の駅みしょう MICほか
3月			
9 月	10:00~17:00	平成21年第1回 愛南町議会定例会	愛南町役場議場
11 水	13:00~15:00	行政相談	御荘文化センターほか
19 木	10:00~15:00	人権相談	城の辺学習館

愛いっぱい愛南産直市

2月3日(火)~9日(月)

時間 10:00~19:00 場所 三越松山店

指定管理制度セミナーin愛南町

日時 3月7日(土) 9:00~18:00

場所 ホテルサンパール

詳しくは、山出憩いの里温泉(Tel72-6263)へ

2月納税等のお知らせ

税務課等から!

固定資産税	4期分/4期分
国民健康保険税	4期分/4期分
介護保険料	9期分/10期分
後期高齢者医療保険料	8期分/9期分
保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によつて納税を促しています。町税を滞納された場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

① 町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。なお、該当日が休日の場合は翌日となります。

② 上水道使用料、再振替日は翌月の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の振替

2月の当直医

一般内科

第1日曜日	1日	福岡医院	一本松	☎84-3600
第2日曜日	8日	竹本医院	城 辺 乙	☎72-3271
建国記念日	11日	内海診療所	柏	☎85-0341
第3日曜日	15日	松本クリニック	一本松	☎84-2001
第4日曜日	22日	西本病院	御荘平城	☎73-2121

備考 1. 診療時間は午前9時から午後4時まで。
2. 診療科目は内科系の救急患者とします。

救急担当

日曜日・祝祭日	県立南宇和病院	城 辺 甲	☎72-1231
---------	---------	-------	----------